



三重県公報

平成29年7月28日（金）

第 2924 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
521	健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(健康福祉総務課)	2
522	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(地域福祉課)	5
523	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	5
524	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
525	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	6
526	土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	6
527	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	6
528	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(同)	7
529	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	7
530	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	8
531	同件	(同)	9
532	同件	(同)	9
533	同件	(同)	9
534	同件	(同)	10
535	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	10
536	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	11
公 告			
	三重県環境影響評価条例による聴取会を中止する旨	(地球温暖化対策課)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	11
	同件	(同)	12
	二級建築士の免許を取り消した旨	(建築開発課)	12

告 示

三重県告示第 521 号

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成 7 年三重県告示第 435 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(5)の表に次のように加える。

20	民生委員制度創設 100 周年事業費補助金	三重県民生委員児童委員協議会が実施する民生委員制度創設 100 周年に関する事業を支援することで、民生委員制度の周知を図り、民生委員・児童委員の活動に対する理解を深める。	三重県民生委員児童委員協議会が実施する民生委員制度創設 100 周年に関する事業の実施に要する経費	別に定める。	三重県民生委員児童委員協議会
----	-----------------------	---	---	--------	----------------

別表 1(6)の表に次のように加える。

18	三重県コミュニケーション支援事業補助金	難病患者に対するコミュニケーション支援体制の拡充を図る。	コミュニケーション支援に必要な機器の購入費	別に定める。	難病医療拠点病院・協力病院
----	---------------------	------------------------------	-----------------------	--------	---------------

別表 1(7)の表第 1 号の項中「児童養護施設等整備費負担（補助）金」を「児童養護施設等整備費補助金」に改め、同表中第 6 号の項を削り、第 7 号の項を第 6 号の項とし、第 8 号の項から第 16 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 17 号の項を削り、第 18 号の項を第 16 号の項とし、第 19 号の項から第 43 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、第 44 号の項を削り、第 45 号の項を第 42 号の項とし、第 46 号の項を第 43 号の項とし、第 47 号の項を第 44 号の項とし、第 48 号の項及び第 49 号の項を削り、第 50 号の項を第 45 号の項とし、第 51 号の項から第 53 号の項までを 5 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

49	聴覚障がい児補聴器購入費用助成事業費補助金	就学前の早期の補聴器装着により、言語習得に必要な聴能の発達を促す。	一定の聴覚障がい児が補聴器を購入する場合の購入に要する経費	別に定める。	別に定める。
50	東海北陸保育研究大会運営費補助	東海北陸保育研究大会の円滑な実施を図り、三重県の子育て支援施策の推進に資する。	東海北陸保育研究大会を開催するために必要な経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
51	養育医療給付事業等負担金	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づき市町が支出する養育医療給付費等の一部を負担する	1 養育医療給付費の支給に要する経費 2 結核児童日用品費等給付の支給に要する経費	負担基本額の 1/4	市町
52	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金	児童養護施設等を退所した者等の円滑な自立を支援する。	三重県社会福祉協議会が実施する自立支援資金貸付事業に要する経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
53	児童養護施設等退所者一時帰省支援事業費補助金	児童養護施設等を退所した者の心の拠り所の確保や自立支援を図るとともに、入所児童の夢や希望を醸成する。	退所者の一時帰省の受け入れ及び退所者と入所児童との異年齢交流に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 1(8)の表第 3 号の項中「医療施設等設備整備費補助金」を「医療施設設備整備費補助金」に改め、「、医学的リハビリテーション施設」を削り、同表中第 4 号の項及び第 5 号の項を削り、第 6 号の項を第 4 号の項とし、第 7 号の項を第 5 号の項とし、第 8 号の項を削り、第 9 号の項を第 6 号の項とし、第 10 号の項から第 14 号の項までを 3 項ずつ繰り上げ、第 15 号の項を削り、第 16 号の項を第 12 号の項とし、第 17 号の項から第 21 号の項までを 4 項ずつ繰り上げ、第 22 号の項及び第 23 号の項を削り、第 24 号の項を第 18 号の項とし、第 25 号の項から第 27 号の項までを 6 項ずつ繰り上げる。

別表 1(9)の表第 17 号の項を次のように改める。

17	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	医療施設及び社会福祉施設の耐震化等の整備を図る。	別に定める耐震化及び自家発電装置等の整備又は更新に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	-------------------	--------------------------	--------------------------------	--------	--------

別表 1(9)の表中第 25 号の項を削り、第 26 号の項を第 25 号の項とし、第 27 号の項を第 26 号の項とし、第 28 号の項を削り、第 29 号の項を第 27 号の項とし、同表第 30 号の項中「三重県看護師宿舍施設整備費補助金」を「看護師宿舍施設整備費補助金」に改め、同項を同表第 28 号の項とし、同表第 31 号の項中「三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金」を「看護師勤務環境改善施設整備費補助金」に改め、同項を同表第 29 号の項とし、同表中第 32 号の項を第 30 号の項とし、第 33 号の項から第 48 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

47	県南地域医療確保推進事業補助金	医療資源が脆弱な県南地域における良質で効率的な医療を確保する。	三重県保健医療計画に記載する 4 疾病 5 事業に係る拠点病院としての機能等を整備し、一定期間運営する事業を行う医療機関の整備等に要する経費	別に定める。	別に定める。
48	医学的リハビリテーション施設整備事業補助金	医学的リハビリテーション施設の施設等の整備を図る。	医学的リハビリテーション施設の施設等を整備するために要する経費	別に定める。	別に定める。
49	チーム医療推進研修支援事業費補助金	チーム医療の推進を図る。	チーム医療の推進に関する研修事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
50	地域リハビリテーション推進研修支援事業費補助金	地域におけるリハビリテーションの推進を図る。	地域におけるリハビリテーションの推進に関する研修事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
51	三重県看護職員キャリアアップ支援事業補助金	認知症看護に関する最新の知識と技術を習得し、認知症患者やその家族の支援、関係者の連携体制の構築等、質の高い看護実践能力を有する認知症認定看護師を育成する。	認定看護師教育課程等の受講経費	別に定める。	別に定める。
52	回復期病床転換事業補助金	回復期病床への転換を図る。	回復期病床への転換に係る施設を整備するために要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 1(10)の表第 4 号の項 (B) の欄中「特別養護老人ホーム等」を「高齢者福祉施設」に改め、同表第 13 号の項中「国立大学法人三重大学医学部附属病院」を「国立大学法人三重大学医学部附属病院及び三重県医師会」に改め、同表に次のように加える。

17	在宅医療体制整備推進事業補助金	在宅医療の提供体制の整備を図る。	地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供に係る取組に要する経費	10/10 (備品は 1/2)	郡市医師会等
----	-----------------	------------------	-----------------------------------	-----------------	--------

別表 1(11)の表第 10 号の項 (D) の欄中「150 万円」を「50 万円」に改める。

別表 1(12)の表中第 2 号の項を削り、第 3 号の項を第 2 号の項とし、第 4 号の項を第 3 号の項とし、第 5 号の項を第 4 号の項とし、同表に次のように加える。

5	みえの出会い機会創出補助金	県内複数の企業、組合、団体等が協働して出逢いの機会を新たに設ける取組に対して支援を行う。	県内の複数企業、組合、団体等が協働して出逢いの機会を新たに設ける取組に必要な経費	交付対象経費の 1/2 (上限 50 万円)	県内の法人、当該法人が参加する組合、団体等
---	---------------	--	--	------------------------	-----------------------

別表 1(13)の表及び別表 1(14)の表を削る。

別表 2 の表第 10 号の項中「児童養護施設等整備費負担 (補助) 金」を「児童養護施設等整備費補助金」に改め、同表中

「

18	医学的リハビリテーション施設施設整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が市町以外の者の場合は30万円）以上の機器及び器具
19	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金		大蔵省令に定められている機械及び器具
20	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
21	三重県医療安全設備整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機器及び器具

」

を

「

18	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
19	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
20	三重県医療安全設備整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機器及び器具
21	医学的リハビリテーション施設施設整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が市町以外の者の場合は30万円以上）の機器及び器具

」

に、

「

40	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
41	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具
42	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産
43	障害者施設整備事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
44	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		

」

を

40	回復期病床転換事業補助金		—
41	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
42	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産
43	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産
44	障害者施設整備事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
45	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		

に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 29 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 522 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
引地 友人	いしばし鍼灸院	三重郡菰野町豊田 636	平成 29 年 7 月 1 日
安部 俊之	雁道治療院	鈴鹿市南江島町 16-3	平成 29 年 7 月 1 日
安部 俊之	いしばし鍼灸院	三重郡菰野町豊田 636	平成 29 年 7 月 1 日
安部 俊之	レイス治療院四日市	四日市市あかつき台 4-1-40	平成 29 年 7 月 1 日
本間 信海	いしばし鍼灸院	三重郡菰野町豊田 636	平成 29 年 7 月 1 日
本間 信海	レイス治療院四日市	四日市市あかつき台 4-1-40	平成 29 年 7 月 1 日
本間 信海	仙腸関節研究所 本間治療院	三重郡菰野町菰野 1029-3	平成 29 年 7 月 1 日

三重県告示第 523 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
大野 雄介	くぼた整骨院	四日市市久保田一丁目 1-27 アダチビル 1F 西	はーと接骨院 鈴鹿市若松北二丁目 16-31	平成 29 年 6 月 10 日

三重県告示第 524 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定

しました。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
引地 友人	いしばし鍼灸院	三重郡菰野町豊田 636	平成 29 年 7 月 1 日
安部 俊之	雁道治療院	鈴鹿市南江島町 16-3	平成 29 年 7 月 1 日
安部 俊之	いしばし鍼灸院	三重郡菰野町豊田 636	平成 29 年 7 月 1 日
安部 俊之	レイス治療院四日市	四日市市あかつき台 4-1-40	平成 29 年 7 月 1 日
本間 信海	いしばし鍼灸院	三重郡菰野町豊田 636	平成 29 年 7 月 1 日
本間 信海	レイス治療院四日市	四日市市あかつき台 4-1-40	平成 29 年 7 月 1 日
本間 信海	仙腸関節研究所 本間治療院	三重郡菰野町菰野 1029-3	平成 29 年 7 月 1 日

三重県告示第 525 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
大野 雄介	くぼた整骨院	四日市市久保田一丁目 1-27 アダチビル 1F 西	はーと接骨院 鈴鹿市若松北二丁目 16-31	平成 29 年 6 月 10 日

三重県告示第 526 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 形質変更時要届出区域
三重県津市香良洲町字新開地 5275 番 4 の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

三重県告示第 527 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 7 月 19 日 第 6 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 松幸農産	代表取締役 松田 丈輔	伊勢市川端町 205 番地の 1

- 3 変更内容
農産物検査員の氏名及び証明書番号の変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
古尾 拳二	■■■■■■■■■■	玄米	K2427111

三重県告示第 528 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 19 日 第 6 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 松幸農産	代表取締役 松田 丈輔	伊勢市川端町 205 番地の 1

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
松田 丈輔	■■■■■■■■■■	玄米	K2413109
東 利典	■■■■■■■■■■	玄米	K2424110
古尾 拳二	■■■■■■■■■■	玄米	K2427111
中村 菜美	■■■■■■■■■■	玄米	K2427112
堀口 禎人	■■■■■■■■■■	玄米	K2428046
野田 雄二	■■■■■■■■■■	玄米	K2428047

7 登録の更新日

平成 29 年 7 月 18 日

三重県告示第 529 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡度会町・度会郡大紀町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、度会町役場及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

第2

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊勢市・鳥羽市・度会郡南伊勢町（以上2市1町について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、伊勢市役所、鳥羽市役所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

第3

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊勢市・鳥羽市・度会郡度会町・度会郡大紀町・度会郡南伊勢町（以上2市3町について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、伊勢市役所、鳥羽市役所、度会町役場、大紀町役場及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第530号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成29年7月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ津店

津市柳山津興3309番地

2 津市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成29年7月28日から同年8月28日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第531号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成29年7月28日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ桑名店
桑名市大山田一丁目7番地2
- 2 桑名市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成29年7月28日から同年8月28日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第532号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成29年7月28日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ伊賀上野店
伊賀市平野城北町141番地
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成29年7月28日から同年8月28日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第533号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成29年7月28日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ名張店
名張市希中央2番町82番1ほか
- 2 名張市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 7 月 28 日から同年 8 月 28 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 534 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブデンキ明和店
多気郡明和町大字中村字六反田 1290 番ほか 5 筆
- 2 明和町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 7 月 28 日から同年 8 月 28 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 535 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市尾平町字川田 1601 番 4 地先 から 四日市市尾平町字川田 1600 番 1 地先 まで	旧	25.00	24.50
	新	25.00～31.50	24.50

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市飯南町粥見字欠ノ山 167 番 5 地先 から 松阪市飯南町粥見字欠ノ山 169 番 8 地先 まで	旧	23.40～42.25	177.50
	新	23.40～42.25	177.50

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 度会玉城線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡玉城町勝田字池ノ谷 4851 番 32 地先内	旧	15.60～24.90	19.80
	新	20.60～24.90	19.80

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南勢磯部線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市磯部町下之郷字大矢 1566 番 2 地先 から 志摩市磯部町下之郷字大矢 1750 番 1 地先 まで	旧	10.70~14.20	186.50
	新	9.10~12.80	186.50

三重県告示第 536 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 163 号	津市美里町平木字松ヶ久保 533 番 1 地先から 津市美里町平木字松ヶ久保 540 番 2 地先まで	平成 29 年 8 月 3 日
一般国道 165 号	伊賀市阿保字椋ヶ森 139 番 10 地先から 伊賀市阿保字椋ヶ森 29 番地先まで	平成 29 年 7 月 28 日
県道 青山町停車場線	伊賀市阿保字椋ヶ森 29 番地先内	平成 29 年 7 月 28 日

公 告

平成 29 年 6 月 27 日付け三重県公報第 2915 号で公告した、（仮称）宮リバー度会ソーラーパーク事業に係る環境影響評価に関する聴取会について、意見陳述の申出がなかったため、中止します。
 平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から通知がありました。
 平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値撮影）

2 作業期間

平成 29 年 7 月 7 日から平成 30 年 3 月 26 日まで

3 作業地域

四日市市西大鐘町、同市北山町、同市朝明町、同市小牧町、同市札幌町、同市市場町、同市西村町、同市中野町、同市高見台、いなべ市大安町梅戸、同市大安町南金井、同市大安町大井田、同市大安町門前、同市大安町平塚、同市大安町高柳、同市大安町中央ヶ丘、同市大安町石樽東、同市大安町鍋坂、同市大安町片樋、同市大安町石樽下、同市大安町丹生川久下、同市員弁町東一色、同市員弁町暮明、同市員弁町岡丁田、同市員弁町松之木、同市員弁町大泉新田、同市員弁町大泉、同市員弁町西方、同市員弁町北金井、同市員弁町平子、同市員弁町畑新田、同市員弁町石仏、同市員弁町楚原、同市員弁町御菌、同市員弁町松名新田、同市員弁町笠田新田、同市員弁町宇野、同市員弁町下笠田、同市員弁町坂東新田、同市員弁町上笠田、同市員弁町市之原、同市北勢町麻生田、同市北勢町其原、同市北勢町治田外面、同市北勢町東村、同市北勢町中山、同市北勢町麓村、同市北勢町阿下喜、同市北勢町垣内、同市北勢町東禅寺、同市北勢町別名、同市北勢町飯倉、同市北勢町瀬木、同市北勢町下平、同市北勢町向平、同市北勢町京ヶ野新田、同市北勢町畑毛、同市北勢町塩崎、同市北勢町二之瀬、同市北勢町田辺、同市北勢町川原、同市北勢町千司久連新田、同市北勢町小原一色、同市藤原町野尻、同市藤原町石川、同市藤原町川合、同市藤原町下相場、員弁郡東員町中上、同町長深、同町南大社、同町北大社、同町山田、同町大木、三重郡菰野町小島及び同町田口新田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成 29 年 7 月 7 日から同年 9 月 29 日まで
- 3 作業地域
尾鷲市南浦

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 29 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 免許の取消しをした年月日
平成 29 年 7 月 13 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
渡邊 和弘
二級建築士
三重県知事登録第 3155 号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
